

2010.03.25

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

ニュース・レター

vol.9

生活支援の取り組み

🍀 「おかやま年越し派遣村」の 試みに参加して

2009年12月29日(火), 岡山に年越し派遣村が開村しました。初日には約80名ものボランティアが, 岡山市役所南の大供公園に集結しました! 当事務所の弁護士を含む有志弁護士が派遣村スタッフとして参加しており, 当事務所の弁護士数名と社会福祉士は, 初日, 2日目と積極的にテントでの相談や福祉手続きの説明にあたりました。

12月29日～1月3日までの6日間で, 入村者が236名, ボランティアは324名。緊急宿泊所に延べ13名, 生活保護申請につなぐ人が9名。村長を務めた弁護士水谷賢は今回の派遣村での試みを「はじめての取り組みでしたが, 大きな成果もあったのでは」と振り返っています。

そして同時に, シェルターの不足, 就労支援と課題も多く浮き彫りになりました。



おかやま年越し派遣村



なんでも相談のテント

お昼にはボランティアスタッフより
あたたかい食事が配られました岡山年越し派遣村 村長として
メディアの対応をする弁護士 水谷賢

生活相談コーナー





生活保護受給申請から生活再建に向けて ～生活保護申請支援にむけたシェルターの利用について～③

事務局(社会福祉士) しんみょう まさき 新名 雅樹

1. 福祉的支援の必要性

さて、2009年から2010年にかけて、岡山市で「派遣村」が開かれました。2008年暮れに東京で「年越し派遣村」が開設されたことは記憶に新しいですが、岡山でも市内の18市民団体で作る「派遣・労働者支援センター」が主催で実施されました。

雇用などの労働問題は依然として厳しい情勢にあり、野宿生活者になってしまう人々の自立や生活再建はますます困難な状態となっています。この派遣村では炊き出しなどを行いながら、生活保護受給申請や緊急一時避難所への入所相談などが行われました。結果、多くの生活保護申請や一時入所などが実施され、生活困窮となっている人々の実情が把握されています。

「職に就けない」、「住居の確保が出来ない」、「親族の援助が受けられない」などの理由として、その本人に何らかの障がい疑われることがあります。パブリックシェルター*を開設して1年、また生活保護受給申請などを通じて、様々な方と接してきました。その中で、少数ですが「知的障がい」や「発達障がい」の疑いが見られました。

「知的障がい」とは、実は法令上に一律の定義があるわけではありません。もちろん、知的障害者福祉法などの福祉施策において規定される基準は存在しています。一般的には金銭管理や読み書き、計算など、日常生活などで頭脳を使う知的行動の発達が十分ではなく、実年齢に応じた発達となっていない場合の状態を指していることが多いようです。一つの尺度としては、発達期(おおむね18歳未満)において遅滞が生じること、遅滞が明らかであること、遅滞により適応行動が困難であることを要件とするものが多いとされます。障がいの判断に際しては「標準化され

た知能検査で知能指数(IQ)が70ないし75未満(以下)のもの」といった定義がなされることもあります。

また「発達障がい」とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。ややこしいですが、「特定の事柄へのこだわりの強さ」や「他者や社会との関係形成の困難さ」が障がいの特徴であり、特に対人関係をうまく保てないことから、社会生活に支障をきたすことがあります。脳の中樞神経系に何らかの要因による機能不全が発現原因の一つとされます。上記の知的障がいや様々な精神疾患がともなう場合もありますが、全く有しない場合もあります。そのため、障がいとして認知されにくく、法律は施行されましたが、福祉的な対応をどのように行えばよいか検討が多く残っています。

こうした様々な障がいは行政に障がいの認定等を申請し、一定の基準に適合する方のみがいわゆる「障がい者」として認定されます。知的障がいの例であれば、「療育手帳」が発行され、それをもとに各種サービスの利用や支援を開始することができます。しかし、逆に言えば、申請や認定が行われなければ障がい者サービスなどは受けられない訳です。

岡山パブリックでの様々な支援の中でも、こうした認定は受けていないが、何らかの知的行動や対人行動に障がいの疑いが見られる場合があります。原因は一様に言えませんが、例えば家族環境、生活環境などに恵まれず、幼少児から適切な支援を受けておらず、今に至っている方がいるのです。

目次

●生活支援の取り組み

- ◆「おかやま年越し派遣村」の試みに参加して P1
- ◆生活保護受給申請から生活再建に向けて
～生活保護申請支援にむけたシェルターの利用について～③ P2

●サマークラーク制度について

- ◆サマークラーク体験記 P4
- ◆サマークラーク定着化への願い P5
- ◆特集:岡山大学法科大学院「榎本教授」の思い P6

元衆議院議員の山本譲司氏は、自らが刑務所に収監されたのち、著作「累犯障害者」にて、こうした障がい者やその認定を受けていない人も含め、多くの福祉的支援が必要な人々が収監され、様々な支援が必要なことを伝えました。特に、刑務所を出所した状態であれば、障がいの有無に関わらず、親族や地域の支援だけでなく、住居確保や就労なども困難となっている現状が多く見られています。ましてや、何らかの障がいを抱える人々にいたっては、認定を受けている人についても支援は難しく、地域社会での自立した生活を営むには多くの支援が求められます。さらに、こうした障がい者が疑わしい状況にもかかわらず、前述のように認定されていないことから、福祉サービスの支援などが受けられず、出所後の生活がかなり不安定になってしまう方が存在しています。

2. 福祉的支援の難しさ

2007年の厚生労働省による研究では、刑務所に服役している知的障がい者410人のうち、再犯者が7割を占める結果となっています。先述の「療育手帳」所持者はそのうち26人しかおらず、身元引受人は父母が20%、未定や不詳が47%を占めるという状況です。認定なく障がいを抱えた状況で過ごしている人がいかに多いか、ということにもなります。しかし、こうした人々へどのような支援があれば問題なく地域で過ごせるのかについて考える必要があります。

「認定や手帳を取得すればよいのでは？」と思われる方もいらっしゃるでしょう。ところが、当事者自身に障が

いの認識がない場合も多く、また基準に必ずしも該当しない、もしくは認定するための情報が足りないなど、多くの課題が存在しています。特に、当事者が中高年の場合、幼少児の状況などが判明しにくいと課題がさらに増える訳です。公的な福祉サービスがあれば支援が可能、ではありませんが、地域社会で生活をしていくために多くの支援者を確保することが必要であり、そのきっかけとして公的サービスは大切です。

刑余者に対しては「更生保護」という考え方や法律もありますが、障がいを抱える人々への支援とつながるにはまだまだ多くの検討や対策が必要な状況です。

以前も書きましたが、こうした人々が生活保護費をきちんと使い、社会の一員として暮らしていくには、障がい福祉サービスを始め、成年後見制度の利用など行いながら、地域のみなさんにこうした現状を理解していただくことが大切と感じています。地域の中で理解して下さる方が増えることで、また少しでも支援者の一人となってもらうことができれば、救われる人たちが増えるのです。

岡山パブリックでどこまでそういったことが可能なのかは未知数ですが、少なくともシェルター事業や諸団体との連携や協働、NPO法人おかやま入居支援センターなど、地元の新たな組織との連携がこうした活動につながっていくのではと考えています。

※パブリックシェルター

当事務所がアパート1室を借りて2009年2月より稼働開始している「生活保護申請のための緊急シェルター」のこと。現在は県内3室に。

- 西日本入国管理センター訪問記 P8
- オーストラリアにおける子ども代理人制度の調査に参加して P9
- 新任のご挨拶 P12
- 「事務員」を楽しむ！～パラリーガル岡山発足～ P14

- 各地OBからの便り P16
- NPO通信 P19
- その他の紹介 P19
- 薬害肝炎岡山弁護団 事務局 P20



サマークラーク制度について

当事務所では、平成20年度より「サマークラーク制度」(通称サマークラ)を試験導入しております。一昨年は第1期生として、新庄将彦さんと西尾史恵さん(両名とも平成20年3月に岡山大学法科大学院を修了後、岡山弁護士会に平成21年12月登録)に、当事務所の本部と岡山大学内支所で、臨床法務を学ぶためそれぞれ修習開始までのすきま時間を利用して勤務をしていただきました。

そして、今回は第2期生として藤井照正さん(平成21年3月に岡山大学法科大学院を修了、現在は司法修習中)を迎え入れることができました!

昨年度、試験的に始めたサマークラーク制度ですが、受け入れる法律事務所にとっても、サマークラーク生にとっても実り多い制度と感じています。この制度をよりよいものに発展させていきたいと思っています。

ここで、今回の体験を感想と合わせてご報告いただきましたので、紹介させていただきます。



生活保護支援中国ネットワーク設立総会当日も張り切って参加してくださった藤井さん。荷物搬入や受付を爽やかにこなす姿が印象的でした。

サマークラーク体験記

新63期 司法修習生 ふじい てるまさ 藤井 照正

平成21年6月16日から9月10日までの3ヵ月弱、岡山パブリック法律事務所にサマークラーク(準事務員)としてお世話になりました藤井照正です。

サマークラーク初日、弁護士・事務局の方々が生き生きと忙しく働かれている中、ひとり時間を持て余し、とても情けない思いをしたのを昨日のこのように思い出します。

2日目からは新谷事務局長をはじめ事務局の方々に教えていただきながら、少しずつ電話の取り次ぎ、来客応対等の業務がこなせるようになりました。

これらのうち、とくに早い時期から力を入れたのが電話取り次ぎ業務です。春日町の事務所では一日あたり数百件の電話が鳴るため、取り次ぎ業務によって事務局業務が圧迫を受けるおそれがあります。そこで、担当業務を持たない私が多く電話を取り次ぐことで、事務局の方々がより自分の業務に専念することができます。

この点はすでに初日に説明を受けていたことですが、実際に電話に出ていくことで身にしみて理解できました。

また、取り次ぎ業務は事務局の方々の負担軽減につながりうるだけでなく、私にとっても、電話をかけてこられた依頼者、相手方、裁判所の方々と直にお話するという貴重な体験となりました。それぞれ短い時間ではありましたが、これから法曹を目指す私にとって、累計で数千件に及ぶ電話応対は大きな財産となったと思います。

その他の事務局業務、たとえば、書面のチェックや郵送といった業務も、自分が学んだ法律が具体的にどのように用いられているかを学ぶ機会となりました。

弁護士業務については、法令調査や訴状等の起案といった、法曹になった後に直接役立つ業務もお手伝いさせていただきました。弁護士の先生方が厳しくも温かい講評をしてくださり、数多くの生きた勉強をすることができました。

今回のサマークラークで、とりわけ印象深かったのが、生活保護支援中国ネットワークの設立をこの目で見る事ができたことです。

私も、7月5日の設立総会を拝見させていただいたのを皮切りに、受付・配点の業務のお手伝いをさせていただきました。もともと電話取り次ぎ業務を主たる業務として行っていたことから、当初から多くの相談受け付けにかかわることができました。

すでに関西等の生保ネットの受け付けノウハウはあったものの、岡山パブリックとしては新たに開始する取り組みであったため、立ち上げ当初は所内に手探り感がありました。特に、初日は10件以上の電話が寄せられ、所内が一時期生保ネット一色に染まりました。

そこで、ネットワーク事務局の弁護士に指示を仰ぎつつ、何度も事務方で問題点を洗い出し、対応策を立て、少しずつ改善していきました。たとえば、

- ①: 1件あたりの聞き取り・配点に時間がかかりすぎるという問題に対しては、聞き取り事項を絞り込み、かつ配点表を使いやすいものにする事で時間が短縮できました。聞き取り事項を定型化することで、法律家である先生方*に情報が伝わりやすくなり、対応しやすくなったのではないかと思います。
- ②: 上に挙げたことに関連しますが、聞き取り事項に加えて、受け付けた事務員が感じた印象、たとえば、声の調子であるとか、話し方なども気付いた範囲で法律家である先生方に伝えるようにしました。
- ③: 相談が無料であることなど、全ての相談者に伝える事項のマニュアルを立ち上げ当初から用意したことに加え、それぞれの事務員が対応に困った際の間答例を事務所全体で共有し、受付ノウハウを蓄積、充実させていきました。

このように、事務員一人ひとりがスキルアップするだけでなく、問題点を共有することで、受け付け開始1ヵ月程度で「手探り感」は完全に消え、落ち着いて、より親身に対応できるようになりました。

受付の際に感じたのが、相談者の方が生活困窮を感じるようになったのは想像以上に多様な原因によるという

ことです。派遣切りや雇い止めのように、よく報道されている事例もありますが、家族内の孤立、天涯孤独、さらに、心身の故障や障がいの原因とする事例も多くあります。

そして、相談者の中には、生活保護相談をすることに後ろめたさを感じ、高額な費用を心配し、あるいは、心身の障がいなどから、みずから事情を話されない方も多くおられます。まだまだ生活保護制度がよく知られていないということを実感するとともに、受付から話しかけるなど、聞き取り方法を工夫しました。

立ち上げ当初はやや戸惑うこともありましたが、現在は円滑な受付・配点業務が実現しています。時折、生保ネットの利用者の方からお礼の電話を受け取ることがあります。すぐに担当された法律家の先生にお伝えするとともに、受付事務のやりがいを感じています。

事務局業務、弁護士業務、生保ネットと盛りだくさんのサマークラークで、しかもそのすべてが今後の財産となる充実した3ヵ月でした。水谷先生を始め弁護士の先生方、事務局の方々、パートの方々、大変お世話になりました。ありがとうございました。

※法律家の先生について

生活保護支援中国ネットワークには、中国地方の弁護士、司法書士等が登録されています。フリーダイヤルの電話を受け、相談者に最寄りの法律家を紹介することで、生活保護受給に結びつけることを目的としています。

サマークラーク定着化への願い

にしお ふみえ
弁護士 西尾 史恵

藤井くん、3ヵ月余りの岡山パブリック法律事務所でのサマークラーク、本当にお疲れ様でした。そして、サマークラーク第1号の立場から、また岡山パブリック法律事務所の勤務弁護士の一員として、藤井くんには「本当にありがとう」と言いたいと思います。

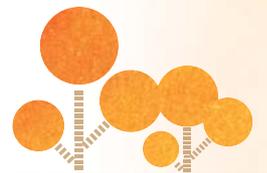
法的素養を学んでも、いざサマークラークに応募するには、勇気がいることです。とりわけ、岡山パブリック法律事務所は、忙しい上、電話対応をはじめ、依頼者と直接接する業務が多く、やりがいのある反面、とまどうことも多々あったことと推察します。

ところが、藤井くんは、長年勤務している職員と間違われるほど、適切に事務処理や法律業務をこなし、生保ネット配点事務局という岡山パブリック法律事務所初の試みにも、意欲的に取り組んでくれました。

近い内に法曹となる藤井くんにとって、岡山パブリック法律事務所での経験は、大きな自信となることと思います。

岡山パブリック法律事務所では、サマークラークとして、平成20年度に2名を受け入れ、平成21年度には1名を受け入れました。岡山パブリック法律事務所のサマークラークは、生の紛争を、弁護士、事務局と共に岡山パブリック法律事務所の一員として、少しでも解決できるよう取り組んでもらうものであり、法科大学院でも司法研修所でも十分には学ぶことができない貴重なものです。また、法科大学院で法的素養を身につけた人を受け入れるということは、岡山パブリック法律事務所にとっても大きな財産です。

サマークラーク第1号の立場から、ロースクールの卒業生及び岡山パブリック法律事務所の間において、このすばらしいサマークラーク制度が、よき伝統として定着したらよいと願っております。

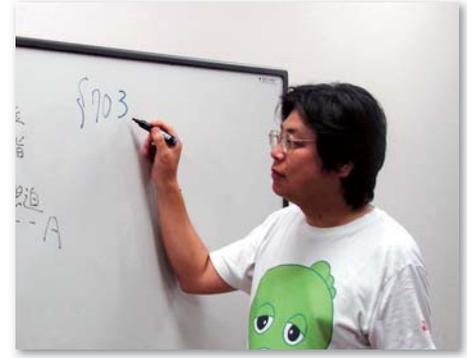


特集

岡山大学法科大学院
「榎本教授」の思い

岡山大学法科大学院(岡山大学大学院法務研究科)が設立されてから6年,当弁護士法人が岡山大学内支所(法科大学院附設事務所)を開設してから3年が経過しました。

法科大学院制度の見直し,法科大学院の再編・統合といった大きなうねりの中で,岡山大学法科大学院教授であり,岡山大学内支所長を兼務する弁護士の1日を紹介し,実務教育実施への思いを聞きました。



たまには,こんなコスチューム(?)で講義に登場することも…

法科大学院での学びの集大成

事案分析力・問題解決力を養成するとともに弁護士の役割と責任を体感してほしい

—岡山大学法科大学院における実務実習科目^{*1}での指導担当弁護士を担うのは,岡山大学内支所長の重要な役目ですよね?

榎本教授(以下敬称省略):そうですね。岡山大学法科大学院は実務実習科目に力を入れており,そのなかで,エクスターンシップ^{*2}とクリニックの実施にあたって,その中核的役割を担うのが,岡山大学内支所です。

具体的には,エクスターンシップでは毎年5名の学生を受け入れ,クリニックでは私が中心的な指導担当弁護士をするとともに,相談事案の確保や,模擬相談等の事例の題材提供にも協力しています。また,相談後の弁護士依頼希望事案の受任も行います。

—この実務実習科目は,岡山法科大学院のカリキュラムにおいて,どのように位置づけられていますか?

榎本:事案分析能力・問題解決能力の養成や,弁護士の役割と責任についての実体験による感得,といった目的に加えて,それまでの教室での授業における学習内容の定着度を,実践を通して確認することも,目的です。従って,いわば法科大学院における教育の総仕上げと位置づけて,最終学年における必修科目としています。

多くの弁護士からの指導を受ける貴重な機会 —岡山弁護士会のバックアップ—

—実務実習科目等には,岡山弁護士会の会員の方々が多く携わられているということですが

榎本:私以外の現役専任教員である宮本由美子先生,井藤公量先生,吉野夏己先生,妻鹿安希子先生はもちろんのこと,その他にも今年度は合計25人の方々に,非常勤講師としてクリニックやエクスターンシップの指導担当弁護士をお引き受けいただいています^{*3}。学生は専任教員には日頃から接しているものの,それ以外の弁護士から指導を受けることのできる非常に貴重な機会でもありますので,引き続き多くの会員にご協力をいただきたいと思います。

より根本的な「弁護士としての思考方法」を身につけてほしい

—実務実習教育として(大学の講義ではありませんが),サマーラークなども実施されていますよね?

榎本:法科大学院を卒業した後,5月に新司法試験を受験してから9月の合格発表までの間も,サマーラークとして,修習前の修了生の受入を行っています。

この制度は,法科大学院での実務実習科目を一歩進め,より実践に近い臨床法務の現場を体験することができる場として,大変貴重な時間であると考えています。修習前に,エクスターンシップやクリニックと比較しても,より深く長期間にわたって継続的に実際の事件に関わることができる,有益な制度で,修習期間が短くなりすぐに現場に出て行く修了生にとって,有意義な時間になることは確かです。サマーラークにより弁護士実務に触れる機会を提供していただける会員が,もっと増えていただければありがたいです。

最後に、実務実習科目を履修した方々のうち、16名が岡山弁護士会の会員となっていますが、これらの方々には、どのようなことを期待しますか？

榎本:単に法律文書作成や法律相談のスキルを教えるだけでなく、より根本的な「弁護士としての思考方法」を教えたつもりなので、折に触れて思い起こしてもらえれば、と思います。

榎本教授の1日 タイムスケジュールの1例

講義のない日

- 10:00～10:40 支所新規法律相談①
- 10:40～11:20 支所新規法律相談②
- 11:20～12:00 支所新規法律相談③
- 13:30～15:00 支所会議・起案
- 15:00～16:00 依頼者との打合せ
- 16:00～17:00 「民法演習Ⅲ」の授業内容についての打合せ
- 17:00～18:00 「民事法統合演習Ⅰ」の授業内容についての打合せ

講義のある日

- 8:40～10:10 「民法演習Ⅲ」講義
- 10:20～11:50 「民事法統合演習Ⅰ」講義
- 13:10～13:30 債務者審尋期日に出頭
- 14:10～15:30 大学定例記者会見に出席
模擬相談の相談者役ボランティア公募の宣伝
- 16:00～16:15 学生への講評①^{**4}
- 16:15～16:30 学生への講評②
- 16:30～16:45 学生への講評③
- 16:45～17:00 学生への講評④
- 17:00～18:00 依頼者との打合せ
- 18:00～20:00 弁護士会議に出席

この他に、講義の打合結果を受けての授業資料の作成や、中間・期末試験の問題作成や採点はもちろんのこと、法科大学院主催のイベントへの参加やそのための資料作成、「臨床法務研究」^{**5}等の論文誌・雑誌に掲載する原稿の執筆も教授としての重要な仕事です。

※1:岡山大学法科大学院の実務実習科目は、模擬裁判と、弁護修習のミニチュア版ともいべきエクスターンシップを組み合わせた、「模擬裁判・エクスターンシップ」科目と、学生が実際に法律相談をおこなうクリニックとその準備のための模擬相談等が内容の「ローヤリング・クリニック」科目があり、学生は、いずれかを選択して履修することになります。

※2:「エクスターンシップ」とは、岡山大学法科大学院における実務実習科目(※1参照)のうち、最終学年の学生が、夏休み等を利用して、岡山弁護士会会員の協力を得て、各会員の法律事務所です合計15時間の実習を行うものです。

※3:岡山大学法科大学院における岡山弁護士会所属の実務家教員は、非常勤の方々も含め現在41名。クリニックについては25名の会員に、エクスターンシップについては11名の会員に、それぞれ協力いただいています。

※4:学生への講評では、個々の学生と面談して試験の答案返却と講評をおこない、次のステップへつなげることができようし、学生の理解定着や答案作成能力養成を支援しています。

※5:「臨床法務研究」は、岡山大学法科大学院が発行する論文集です。



西日本入国管理センター訪問記

びよん こんゆる
弁護士 邊 公律



西日本入国管理センター（柵の外から撮影）

昨年10月末、大阪府茨木市にある西日本入国管理センターに退去強制令書を発布されて収容された依頼者を訪問してきました。

岡山から新幹線で新大阪へ、その後JRの在来線に乗り換えて10分ほど京都方面に行くと最寄り駅の茨木駅であり、それからバスで10分、徒歩でさらに10分ほどで目的地に着きます。西日本入国管理センターは、住宅街を抜けて森に囲まれたところにあり、茨木法務局合同庁舎内にあります。

面会は平日の午前9時から12時まで、午後1時から4時までであり、1回の面会は30分ほどとなっていました。私が着いたのは午後3時頃でしたが、面会希望者は私も含めて7・8人ほどいま

た。建物内は、警備係らしき人が行き交う以外は閑散としており、ちょっとした物音も響きわたり、独特の緊張感が漂っています。建物の2階に受付があり、受付では一般の面会者の場合には身分証明書の提示を要求されるようですが、弁護士の面会は登録番号を伝えて確認が済めば可能です。

私は刑事弁護士として面会をしたわけではないのですが、弁護人用の面会室に通されました。面会室はアクリル板とパンチ穴が開いたステンレス板で収容者と隔てられ、さながら接見室のようになっています。

依頼者に西日本入国管理センター内での生活状況について尋ねたところ、6人部屋で収容されおり、風呂が週2～3回ほどということでした。ただし、刑事事件で身体拘束された場合と異なり、外部との連絡は可能で電話をかけることはでき、依頼者はテレホンカードを差し入れてもらって毎日家族に電話をかけていると話していました。依頼者の家族は毎週入国管理センターを訪問し、口に合った食料などの差し入れをしてくれるとのことでした。

とはいえ、身体拘束を受けて自由に生活できないことのストレスはやはり大きく、しかも、退去強制令書発布による収容は期間制限がないことから、体調を崩してしまう人も多いようです。実際、私の依頼者も入国管理センターに収容されてから持病が悪化したり、新たな症状が出てきたりと、体調不良を強く訴えていました。もちろん、病院にかかったり薬を処方してもらうことは可能ですが、病院に行ける回数が少なく、満足な治療を受けられないと訴えていました。

この日の面会は、退去強制令書取消の訴えだけでなく、健康状態のことも盛り込んで収容を解くように申立をすることを伝え（退去強制令書発布処分の執行停止申立）、終わりました。

入国管理センターは全国で3カ所しかなく（茨城県牛久市、大阪府茨木市、長崎県大村市）、住み慣れた場所から遠く離れた場所に収容されるケースが多いです。私の依頼者の家族も時間をかけて面会に通っていました。

収容者の代理人となった場合、岡山から何度も面会に赴くことは実際上難しいです。しかし、たとえ退去強制令書を発布されても、処分の適法性を争う権利は保障されなければならないと、現在の収容制度は改善を要する点が多々あると思われるが、依頼者の家族と連絡しあって進める、各地の弁護士の連携を図る、仮釈放を求めるなどの弁護士側の努力が必要とされることを感じました。

オーストラリアにおける 子ども代理人制度の調査に参加して……



トレンチ裁判官とともに



ニューサウスウェールズ州家庭裁判所



かつらをかぶったオーストラリアの法廷弁護士

みずうち まきこ
弁護士 水内 麻起子

はじめに

昨年の10月26日から28日にかけて、日弁連の家事法制委員会主催の、オーストラリアのシドニーでの子ども代理人制度の調査に参加いたしました。なんとか仕事の合間を縫って参加させていただいて、貴重な経験をさせていただきました。

シドニーは、オーストラリアのニューサウスウェールズ州 (New South Wales) にあり、緑が多く、街の中心部は歩いてまわれるほどのこじんまりとした、治安のよい町でした。

シドニーでは、法律扶助を行っているリーガルエイド (Legal Aid)、紛争解決機関の一つであるユニファム、ニューサウスウェールズ州の家庭裁判所、連邦治安裁判所 (家庭裁判所と同じ建物です) を訪れました。

シドニーはオーストラリアで一番人口の多い町ですが、時間がなぜか日本にいるときよりもゆっくり流れているように感じました。街行く人もなぜか、リラックスしているようで、生活に対するゆとりを感じました。

オーストラリアにおける家族法制度、法曹について

オーストラリアは英米法系の国であり、日本のように同じ弁護士が法廷に行ったり、依頼者に会い事件について調査をするわけではなく、弁護士は、弁論をするなど法廷で活動する法廷弁護士 (バリスタ) と、事件について調査をし、依頼者と打ち合わせをする事務弁護士 (ソリシタ) に分かれています。子ども代理人は裁判所で弁論をしたり、活動をしておりますので、バリスタになることになっています。



オーストラリアは連邦制を採用しており、州法もありますが、家族法は連邦法に属します。家庭裁判所は、連邦裁判所から独立しており、簡易な裁判を扱う連邦治安裁判所の事件の控訴審の役割を果たすほか、一般の事件の第一審の役割も果たしています。

日本では考えられないことですが、裁判官が不足していたからか、かつては法廷の廷吏であったレジストラが今では簡単な裁判の裁判官となっているとのことです。

日本とは異なり、家事調停は裁判所が行わず、民間団体である紛争解決機関が行っております。

離婚事件のあり方も日本とは異なり、離婚するには裁判離婚の方法によらなければならず、完全な破綻主義が採用されており、12ヵ月間の別居により離婚が認められるそうです。そして、子どもについては共同監護制であり、単独親権はありません。

子ども代理人について

子ども代理人(ICL:Independent children's lawyer)は、日本にない制度ですが、子どもの最善の利益または福祉の観点から、①裁判所が必要だと認めたとき、②当事者が希望したとき、③子の福祉機関が必要と判断したときに裁判所により任命されます。

子ども代理人は、子どもからも、裁判所からも、親からも独立した存在で、証拠等の分析を行い、子どもの意見を十分に裁判所に知らせる義務がある存在です。

子ども代理人の費用は、当事者負担ですが、リーガルエイドも利用できます。

リーガルエイドでは、裁判所から通知が届いた際には、弁護士の中から適した代理人を選ぶことになります。

一方、今回訪問した紛争解決機関の一つであるユニファムでは、①家族関係のカウンセリング、②調停、③保護者や子どもがユニファムのプログラムに参加するように裁判所により命じられて参加する場合のプログラム、があります。ユニファムのスタッフは心理学、カウンセリングなどの教育を受けた方が多く、離婚する親、離婚により影響を受ける子どもへのケアがなされていることが伺えました。

裁判所では、実際の離婚事件を傍聴しましたが、法廷では、代理人の前には大きな四角いテーブルがあり、申立人代理人と相手方代理人の間に、子ども代理人の席がありました。それぞれのバリスタは、事件に精通しているソリシタを数人ずつ連れて来ており、法廷内での発言はバリスタがしておりましたが、バリスタがソリシタにいろいろと聞きながら、審理が進行しておりました。証人席の親に対して、子ども代理人も独自に尋問しておりました。

傍聴のあと、事件担当のトレンチ裁判官に子ども代理人制度について伺うことができましたが、裁判官によると、子ども代理人の大きな権限として、裁判所の許可を得た上で、文書提出命令状(subpoena)を出すことができるという話でした。この文書提出命令状は日本の文書提出命令よりも強力なようで、提出を求められた機関は原則として断ることができないそうです。この文書提出命令状により子ども代理人は証拠を収集し、裁判に臨むとのことでした。オーストラリアにも日本の調査官にあたるファミリーコンサルタントがありますが、こちらは一般的な調査を行うものであり、子どもに関する証拠収集は、子ども代理人が文書提出命令状により行うそうで、日本とは制度が異なっております。



家庭裁判所にての所感

上述のバリスタ(法廷弁護士)ですが、経験のあるシニアカウンセラーと、経験の浅いジュニアカウンセラーに分かれています。バリスタは皆、法廷でガウンを着用しているのですが、ジュニアカウンセラーが短いかつらをかぶっているのに対し、シニアカウンセラーは長いかつらをかぶっていますので、見た目にも経験のあるバリスタかどうか、すぐにわかります。彼らは、写真のとおり、法廷へ赴く際にもかつらをかぶり、ガウンを着用したまま歩いていますので、すぐにバリスタであると、道行く人にもわかります。

一方、裁判官は、ガウンを着用せず、かつらもかぶってはいませんでした。そして、家裁のトレンチ裁判官によりますと、オーストラリアでは日本のように司法研修所を卒業して裁判官になれるというわけではなく、一定の経験を積まないと裁判官へは登用されないそうです。法曹一元であるため、裁判官はバリスタから選任されるそうですが、経験をjて裁判官になるため、50代の裁判官が多く、引退する前に裁判官を務めるというケースが多いそうです。

家庭裁判所では、これもイギリス法系の国だからかもしれませんが、お昼前にお茶の時間があり、裁判官がみなさん集まり、楽しくお茶(かコーヒー)をいただきながら、立ち話をされておりました。私たちもお茶に呼ばれ、リラックスした雰囲気の中でお話を伺うことができました。

シドニーの街を歩いていますと、様々な人とすれ違い、ここが多民族国家だと感じます。ところが、一旦、裁判所のなかに入ると、たまたまかもしれませんが、白人の方が多いのには驚きます。未だ、司法の世界は、閉ざされているのでしょうか。オーストラリアの弁護士によりますと、オーストラリアでは、大学の法学部を卒業すれば弁護士になれるそうですが、法学部に入学すること自体が難しく、高い学費を支払って私立の高校に通った方がより法学部に入学できる可能性が高いとのことでした。そのような経済的な格差が、法曹界の白人比率の高さを作り出しているのかもしれない。

現在、子ども代理人制度の導入の議論が日本でも行われておりますが、法律上の問題、実際上の問題などがあり、課題は多いようです。しかしながら、子ども代理人は、親からも独立しており、子どもの最善の利益を子どもの立場から考える立場の者であり、また、文書提出命令状により強力な調査も可能であり、離婚後の子どもにとり、よりよい選択を考えると、今後、導入が真剣に検討されるべきではないかと思いました。



新任のご挨拶

きじま さちえ
弁護士 木島 紗千恵

後樂園、瀬戸ジャイアンツ、素晴らしい湯質をもった数々の名湯…。

赤い糸で結ばれ、必然としか思えない出会いで、このたび、岡山パブリック法律事務所に採用され、この岡山の地で新規登録させていただくことになりました。

さて、私自身の自己紹介をさせていただきますと、島根県・石見銀山で名の知れた大田市の小さな漁村に生まれ育ち、すくすくと成長し、高校は八百万の神に魅せられて出雲高校へ入学し、山岳部とのセンセーショナルな出会いを果たしました。色気のない不遇な？高校時代を過ごしたためか、大学・法科は「都会の女」にあこがれて、箱根越えには抵抗のあった両親を振り切って東京へ出てきたものの、気が付けば、心が求めるものには逆らえないのか、サイクリングクラブに所属し、北海道や沖縄などを自転車で旅していくうちに6年間で過ぎていきました。

修習地は徳島です。毎週末のお遍路さん、お盆の阿波踊り、大歩危でのラフティングに、剣山登山。そうです、私は生まれつきの自然児です。

そんな私は、「元気で前向き」を私の誇りとしているのですが、色恋沙汰では、「元氣すぎてこれ以上つきあえない」と言われたこともあり、この「長所」が必ずしもうまく作用しないこともあると学んだ経験もあります。

この元気を活かして、粘っこく、日々、奮闘していくつもりです。

至らない点も多く、ご迷惑おかけすることが多々あることと思いますが、どうぞよろしく願います。

にしお ふみえ
弁護士 西尾 史恵

平成21年12月から岡山パブリック法律事務所岡山大学内支所に勤務しております西尾史恵です。

私はこれまで、岡山の法律事務所で10年にわたり事務員として働いてきました。事務員時代には、紛争の渦中にある依頼者の方々と接し、弁護士の指導の下、最適な法的サービスを提供するよう、努めてきました。

これまでは、沢山の方々に守られて、仕事をして参りましたが、最終責任を負う弁護士となり、責任の重みを改めて認識しています。

これからは、「母さんは、困った人を助ける仕事してるんだ。」と言ってくれる長男(小学3年生)の期待を裏切らないよう、市民の最後の駆け込み寺である当事務所のメンバーの一員としての役割を担いたいと思っております。

また、当岡山大学内支所は、岡山大学法科大学院に併設されておりますので、岡山大学法科大学院の卒業生として、大学院と支所の架け橋としての役割を担っていきたく思っております。

これまで支えて下さった方々への感謝の気持ちを忘れずに、一人一人が抱えている悩みに向き合っ、最善の法的サービスの提供ができるよう努力すると共に私自身の人間性も高めるよう努力していきます。

今後ともよろしくご指導、ご鞭撻のほど、お願い致します。

よしだ ともこ
弁護士 吉田 智子

はじめまして、新しく岡山パブリック法律事務所に入所いたしました、吉田智子と申します。

毎日の法律業務にとどまらず、ホームレスの方々への炊きだしのお手伝いなど、社会に直接関わる機会に恵まれた当事務所で働ける嬉しさと、知力だけでなく熱意と優しさに溢れた先生方・先輩方と一緒に働ける嬉しさを実感しているところです。

私は、大阪で生まれ、東京で育ちましたが、母が岡山出身です。だからなのか、今まで岡山に住んだことはないのですが、岡山での話し言葉のイントネーションや語尾を聞いていると、なんだか懐かしい気持ちになります。幼い頃に笠岡諸島で海水浴をしていて、妹と一緒にイソギンチャクに足をとられてパニックになったことなどは、今思い返しても笑いがこぼれる、とても懐かしい思い出です(もっとも当時は、イソギンチャクが恐くて恐くて海に入れなくなりましたが…)。

これまでの人生で、たくさんの方々の優しさと厳しさに支えられ導かれ、私は弁護士としての一歩をここ岡山で踏み出すことができました。今度は私が、弁護士として、そして一人の社会人として、社会のため、問題を抱えた一人ひとりの方のために、できる限りのことをしていきたいと思っています。それが、今までお世話になってきた方々への恩返しにもなると信じています。

一人でも多くの方の、一つでも多くの問題に、少しでも力になれるように全力を尽くし、至らない部分については日々悩み学び、改善していきたいと思っています。

どうぞよろしく願いいたします！



「事務員」を楽しむ！～パラリーガル岡山発足～ ……………

事務局長 しんたに よしえ
新谷 淑江



1月12日開催・オプション研修
「こんなときどうする?～感情的になっている
人や精神疾患がある方への接遇～」



11月7日開催・日弁連認定試験フォロー研修



12月15日開催・オプション研修
「こんなときどうする?～ビジネスマナーと倫理」

「絶対に法律事務所の事務員になる！」と志望を定めていた人は少数派ではないでしょうか。「法律事務所の事務員」の仕事は、具体的な仕事の内容がイメージしにくく、医療秘書や簿記といった公開された資格制度もないからでしょう。どうせ法律を勉強するなら弁護士、司法書士、となるのかもしれませんが。

しかし事務員の仕事は、弁護士や司法書士の仕事の単なるミニチュアでもありません。実はどれとも異なるノウハウがあり、意義があり、それ自体とても魅力にあふれた仕事です。きっかけはなんとなくだけれど、今では大きなやりがいを見いだしている。そう感じている事務員はたくさんいるはずですよ。

■「法律事務所事務員」のプロフェッショナルを目指す

日本弁護士連合会は「事務職員能力認定制度規則」を制定し、昨年度より、それに基づく研修及び認定試験の実施を始めました。

岡山を含め、地方の弁護士会でも研修が定期的実施されることとなり、「弁護士の補助職」としての事務員教育に変革の扉が開かれました。

しかし研修自体は限られた時間で広範囲を網羅する概説であり、基本は独学とわかっていても戸惑います。認定試験も初の試みですから、傾向と対策どころか過去問もなく、事務員の間には不安もあったことと思います。

そんな折、倉敷の末田知子事務員(現・パラリーガル岡山の世話人)が発起人となり、法律事務所の事務員教育に寄与しておられる NPO 法人法律専門秘書教育協会やパラリーガルクラブのメンバーの力を借りてフォロー研修を企画すると聞き、合流しました。

1～2 テーマを 2 時間で概説する本研修に対し、ワンテーマ 4～5 時間を取り、設問に回答する方式で行うなど実践的なこの補習は、受けて面白く、修得度も測れる、楽しみなものになりました。口コミでの実施でしたが県外者も含め多くの方の参加があり、技能を高めていこうという熱意のある事務員はたくさんいるのだと心強く思うと共に、「私が楽しい勉強会を一步進めて、『法律事務所事務員のプロ』を目指す者の勉強の場を提供する仕組み」ができないか、と考えました。

■これからの時代を「楽しむ」事務員とは?

現在、法律事務所のタイプや目的は多様化しています。企業法務、債務整理など専門化が進む一方で、従来の「町の弁護士さん」や、過疎地型・都市型公設事務所のように、オールラウンド型の事務所の形態も熟しつつあります。法テラスや裁判員裁判、司法書士への簡裁代理権付与など、法改正による全く新しい組織の誕生や制度の施行があり、めまぐるしい勢いで運用が進んでいます。また、一昨年から今年にかけての「年越し派遣村」に見るように、福祉や労働分野との協働など、司法が扱う分野の裾野は確実に広がっています。今後は弁護士人口急増に伴う即独弁護士の増加も予想されるなど、司法改革の影響や世相の反映による法律事務所の態様の変化は今しばらく加速するのではないのでしょうか。今債務整理を専門にしている事務所が、5 年先も債務整理だけやっているとは限らないのです。

このような状況の中で、事務員は、弁護士や事務所のいかなる変化にも即応できなくてはなりません。弁護士が行う法律事務のどの分野をとっても円滑に補助できるゼネラリストとしての能力取得は、弁護士の先生方にとっても、本人にも、そしてひいては依頼者にも有意義なことです。

日本弁護士連合会のホームページ上に公開されている「即時・早期独立経験談集」

(http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_apprentice/data/sokuji_soukidokuritumanual.pdf)には、即独・早独ケース12例の掲載がありますが、能力ある事務職員の存在意義に言及する意見が随所にあり、事務員の能力が事務所の運営効率を左右すると考える弁護士の先生も少なくないことがわかります。

パラリーガル岡山では、事務員への機会提供として、定期的・継続的な研修を行っていきます。経験の浅い層だけでなく、経験者にも、知識の深化による理解で、業務に対する新たな視点や楽しさを発見できるような企画を考えてまいります。

また、今後2～3年を目処に、就職前の未経験者向け講座を行うことも念頭に置いて準備を進めています。

■「地位確立」ではなく「技能向上」

活動を本格化するにはひとつの躊躇がありました。

「事務員が集まるからには組合運動の一種だろう」と先生方に誤解されると、個々に築き上げている「弁護士－事務員」の信頼関係を水を差すのではないかと…実際にある先生からそのような見解もお聞きしました。

また、とある組合母体の研修機関では「研修会に参加したところ、組合運動への参加に執拗に勧誘された」というトラブルケースや、「研修への参加について弁護士から嫌味を言われ、参加しづらくなり、やめてしまった」という事例等があったとも聞いていました。組合の理念や運動はむしろ価値あるものですが、「能力を高め、少しでも先生の助けになりたい」という思いが反対のベクトルで誤解されるのは、私たちの望むところではありません。またそのような誤解を恐れ、参加に対する事務員側の心理的なハードルが上がることも避けなくてはなりません。

このような課題を念頭に置き、規約作成にあたっては、一切の営利・宗教・政治活動を排除するとともに、組合を含む他団体活動も禁止とし、目的の明確化をはかりました。

主眼は自己研鑽の支援、活動は研修に特化。これを常に明示し、原則性を堅持してまいります。

■人との出会い

今回、立ち上げに際し、迷いの中で岡山パブリック法律事務所の所長・水谷賢弁護士に相談をした際、「どんどんやったらいいよ。事務局をパブリックに置くといい。」と力強く励ましてくれました。いつも、「優秀な人はたくさんいる。事務所の中に留まっていないで、どんどん外に出て行き、優れた人と出会い、多くを学ぶべきだ」と若手の弁護士を叱咤している所長です。足場を提供してもらい、私も外に出て行く勇気が得られ、一步を踏み出すことができました。

毎回の研修に参加下さる事務員のみなさんや、共に企画運営に携わってくれる仲間は、気負い無く楽しんでいるスタイルです。まさに「事務員を楽しむ」集団。日々の業務に対する創意工夫や、向学心から企画が生まれます。

講師として充実した研修を提供して下さるNPO法人法律専門秘書教育協会及びパラリーガルクラブのメンバーや、多くのボランティアで遠方から駆けつけて下さる裁判所書記官の方、破格の薄謝で講義を受けて下さった専門家の先生。

また、既にご入会いただいた先生方、賛助のお志をお送り下さった先生方。

感謝の気持ちでいっぱいです。事務員の教育に心を砕いて下さるみなさま方のお気持ちに添えるような活動をしていきたいと思っています。

未田世話人からの、

「(案)パラリーガル岡山やりましょう」

というメールのさりげないが大きな意義ある一言で始まったパラリーガル岡山構想。

たくさんの方が、事務員の成長を喜び支えて下さるという確信を得て、立ち上げることができました。今後ともご指導とご支援をよろしく願いいたします。

お知らせ

パラリーガル岡山(<http://plokayama.hp.infoseek.co.jp/>)では、平成22年2月現在までに、平成22年度事業として計4回の研修を行いました。今後も、事務員のニーズに合わせた研修の企画を考えてまいります。

現在、4回の日弁連認定試験フォロー研修と、2回以上のオプション研修(パラリーガル岡山プロパーの研修)を予定しています。事務員教育にお力添えをいただける先生、また、ご賛助の寄付をいただける方、今後ともぜひご支援のほどお願いいたします。

入会金：1000円(趣旨に賛同し企画や運営等に携わっていただける場合)

年会費：2000円(同上)

賛助会費：一口1000円(趣旨に賛同し財政支援をいただける場合)

振込先：中国銀行大供(ダイク)支店普通預金…1660037 名義人…パラリーガル 岡山世話人新谷淑江(シンタニヨシエ)
または 郵便振替口座…01390-3-98710 加入者名…パラリーガル岡山

各地OBからの便り

弁護士法人岡山パブリック法律事務所は平成16年8月に、「市民の駆け込み寺になること」、「弁護士を過疎地派遣すること」、「法科大学院への協力」、「弁護士任官」などに取り組むことを目的として設立され、5年を経過しました。第2の目的である「弁護士を過疎地派遣すること」については、これまでに5名の弁護士を過疎地に送り出しました。

平成19年10月には、第一陣として鎌田毅弁護士が高知県安芸市へ、吉川拓威弁護士が鹿児島県指宿市にそれぞれ赴任いたしました。また、第二陣として平成20年9月に、山崎直樹弁護士が島根県松江市へ、同年10月に河端武史弁護士が高知県須崎市へ赴任い

たしました。そして平成21年4月には、大山知康弁護士が岡山県新見市へ赴任をいたしました。

赴任をした弁護士は、当事務所で約半年から3年間の実務経験を積み各地へ赴いております。

当事務所では弁護士を過疎地へ送り出すことにとどまらず、それぞれの地でさらに研鑽を積んでいる彼らと引き続き連携し、情報を共有することで相互に刺激を合う関係を築き、さらなる交流を深めていきたいと願っております。近況が届きましたので、ここで紹介させていただきます。

早くも3年目

法テラス安芸法律事務所 所長 弁護士 鎌田 毅 かまた つよし

平成19年10月に高知県東部の安芸市に赴任して、3年目に突入しております。

今年の9月で法テラスでの3年間の任期が終わるので、最近安芸に来てからのことを振り返ることが多いのですが、第一印象は「もう3年か」というものです。

毎日慌ただしく過ごすうち、気がついたらいつの間にか暑くなり、またいつの間にか寒くなり、気がついたら3年目を迎えておりました。

おかげさまで体調を崩したり、交通事故や違反もなく過ごすことができおり、とりあえず赴任前に決めていた「健康であること」、「無事故・無違反」という最低限の目標はこれまでのところクリアできております。

また、カヌーやシュノーケリング、磯釣りなど、アウトドアも楽しんでます。

そして、肝心の仕事面ですが、振り返れば「あの事件は、ああいう風にやっていたらよかったかもしれない。」という反省も多々ありますが、土地改良区や児童養護施設に関する事件を受任したり、事件以外の活動を行う中でこれまで関わったことのないような分野の方々と出会い、様々な熱い想いに触れることができました。少なくとも私にとっては大変貴重な経験になっています。

任期は残り1年を切ってしまいましたが、法テラス安芸には平成22年1月からもう1名の弁護士(岸敦子さん)が加わりましたので、これまで以上に事務所外へ積極的に赴き、少しでも高知のためになる活動をしていきたいと思っております。

過疎地に赴任して思うこと

法テラス指宿法律事務所 所長 弁護士 吉川 拓威 よしかわ たくい

私は、岡山パブリック法律事務所での養成を受けた後、鹿児島県指宿市に赴任しました。自宅も事務所から車で5分程度のところですよ。

指宿市には、地裁支部はなく、簡易裁判所と家庭裁判所の出張所があるだけで、地裁支部までは、車で片道約50分から1時間程度かかります。交通的には、接見なども含めて非常に不便なところですよ。

赴任当初、私は、こんなところで本当に人が来るのかなと感じていました。実際、開所してしばらくの間は、あまり事件数は多くなかったです。そのため、市役所・商工会議所に名刺を配ったり、割と大きめの看板を立ててもらったり、電話帳に載せてもらったりしました。その結果かどうかは分かりませんが、現在では事件数も多くなり(そのほとんどは債務整理事件で、一般民事は家事関係が主です。)、事務局2名ではやや厳しい感じです。

今では、ここで仕事をしていて、非常にやりがいを感じることも多くなりました。しかし、このような地域に法的

なニーズがいくらあるとしても、弁護士が余っているのだから、若い人は、司法過疎地に開業して、ずっとそこでやりなさいというのは、その人の人生観とかもあるでしょうが、なかなか難しいかもしれません(やはり、人間、便利なところに住みたいと思うのは普通だと思うからです)。

他方、そのような地域であっても、任期付で赴任するのは構わないという人は、大勢いると思います。

そのような意味で、法テラスやパブリックなどの公設事務所が、支所や地域事務所を出すような形で、司法過疎地の解消に役立っているとすれば、市民のニーズにも応える意義のあるものだと思います。

蛇足ですが、法テラスの任期終了後には、また、岡山パブリックにお世話になる予定です。皆様また、よろしくお願いたします。



須崎ひまわり基金法律事務所近況報告

須崎ひまわり基金法律事務所 所長 弁護士 かわばた たけし 河端 武史

一昨年10月に岡パブを退所し、高知県の須崎ひまわり基金法律事務所へ赴任して早1年半が経過しようとしております。

開所当初は比較的静かな滑り出しとなった当事務所ではありますが、やはり弁護士過疎地において必要とされることも少なくはなく、現在は、民事・刑事・債務整理等の一般的な業務はもちろんのこと(刑事では裁判員裁判事件も担当しております)、管内自治体での法律相談会の開催や行政委員への就任、各種高齢者支援事業への参加など、公共団体との協力関係に基づく業務を初め、成年後見人や破産管財人等の地裁須崎支部から依頼される業務もあり、日々忙しさの増しているところではありますが、幸い経営面でも安定するようになってきました。

今後もこのような幅広い地域の必要性に応えられるよう、任期終了まで責任感を持って努力していきたいと考えております。

なお、私の須崎ひまわりでの任期も残すところ1年半ほどとなりますので、以上のような弁護士過疎地での業務に興味をお持ちの弁護士の方は、是非とも後任にご応募いただければ幸いです。



～新見の弁護士☆としての1年～

新見ひまわり基金法律事務所 所長 弁護士 おおやま ともやす 大山 知康



新見市での消費者講義 大山知康弁護士

岡山パブリック法律事務所津山支所での研修を終え、昨年4月より新見ひまわり基金法律事務所の2代目所長に就任し、新見市唯一の弁護士として業務を行い1年が経ちました。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会の弁護士過疎・偏在地域解消への取り組みにより、地方裁判所支部管内に弁護士がいない(ゼロ)又は1人(ワン)のいわゆるゼロワン地域は、本州では、新見ひまわり基金法律事務所のある岡山地裁新見支部管内だけになりました。今では、希少になったゼロワン地域を任されていることを誇りに日々の業務を全力で行っております。

1年を経過しての感想は、新見市だけをみると弁護士が足りないと感じることは少ないですが、岡山県県北という広い地域





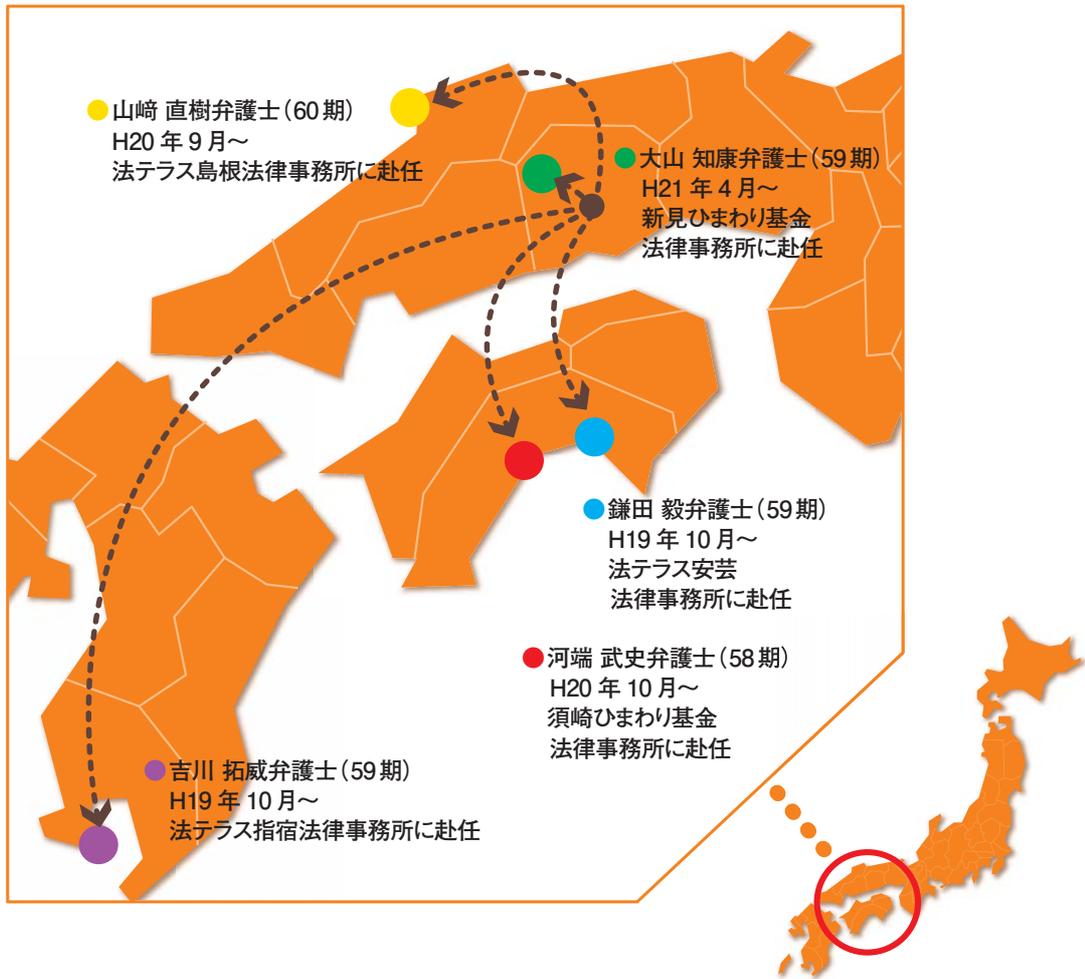
新見市大佐山ダム湖にて 大山弁護士

でみると、まだまだ弁護士が足りないと感じています。実際に、週に1日か2日は岡山地裁津山支部(新見市以外の岡山県北地域の管轄裁判所)に通っています。

今後の抱負としては、岡山パブリックが取り組んでいる成年後見制度の活用、DV被害者支援や、生活困窮者支援などの業務を岡パ出身弁護士の名に恥じないよう力を入れていきたいと考えております。

最後に新見での生活ですが、温暖化の影響か、耐えられないくらいの寒さを感じる日は数える程度で、まだ本格的な積雪を体験できていません。雪をかき分けながら裁判所に行くことをイメージしていたので、一度も体験できていないのは、少し残念です。夏は、涼しいので夏バテはしませんでした。食べ物は、やはり千屋牛を地元価格でおいしく食べられるのがうれしいです。ピオーネもたくさん食べました。日々の生活については、「新見の弁護士☆ブログ」(<http://ameblo.jp/niimihimawari/>)を見て頂ければ幸いです。

🌸 その他データ



NPO通信

当事務所関連NPOから近況が届いています。

NPO法人岡山高齢者障害者支援ネットワーク

当事務所の弁護士 水内麻起子が、平成22年6月よりNPO法人岡山高齢者障害者支援ネットワークの理事に仲間入りさせていただくことになりました。

今後はさらなる連携の強化を目指して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

NPO法人子どもシェルターモモ

子どもシェルターモモのボランティアスタッフ養成講座が昨年11月20日に終了し、13名がボランティアスタッフとして登録されました。12月にはニュースレター2・3合同号も発行され、会員の方へお届けしています。オフィシャルホームページもリニューアル予定にしています。

NPO法人おかやま入居支援センター

おかやま入居支援センターは、昨年の11月で設立から1年を迎えました。昨年9月より「精神障害者地域移行支援事業」として、岡山県からの支援を受け、今年の3月までの期限付きで職員2名を迎え、事務局業務の強化をおこないました。また、昨年11月には岡山県主催の「精神障害者地域移行支援研修会」に理事2名がパネリストとして参加しました。

NPO法人DVシェルターろびん

津山DV被害者シェルターが本格始動しています。

すでに岡山パブリック法律事務所の支援を受け確保している部屋の利用者もあり、単身での駆け込みがあった方にも住居の斡旋をおこないました。

現在、弁護士や支援者とともに、自立に向けた生活面でのケアや保護命令申立、離婚調停申立てをおこなっています。

また、シェルター入所等に至らないまでも、相談やケアも継続的におこなっているケースもあり、自立に向けた支援を様々な形で進めています。

その他の紹介

今年の5月8・9日には「第6回ハンセン病市民学会」が岡山・香川を会場として開催されます。こちらも当事務所の誌面で少し、紹介いたします！
また、当事務所に事務局（窓口）がある「生活保護支援中国ネットワーク事務局」と「薬害肝炎岡山弁護団事務局」より、簡単ではありますがご報告いたします！

▶第6回ハンセン病市民学会in瀬戸内:2010年5月8日(土)9日(日)開催

いよいよ今年はハンセン病市民学会(第6回)が岡山県で開催される年です。ハンセン病市民学会は、2001年熊本判決を契機として、ハンセン病問題を当事者と市民が一緒になって考えるために設立され、毎年1回、ハンセン病療養所の所在地において総会・交流集会在開催されており、2010年度総会が、岡山で開催されることになりました。

初日は、岡山プラザホテルにて総会と交流集会在、2日目は長島愛生園、邑久光明園、大島青松園の3園を分科会会場として開催する予定です。

現地実行委員会では、これに先立ち、広く県民市民の皆さまにハンセン病問題についての理解を広げていただきたく、プレ企画として2010年3月21日(日)午後1時半から、岡山県立図書館で三重テレビ制作「いのちの“格差”～戦争に翻弄された病ハンセン病」の放映(約50分)とミニシンポジウム「療養所の現在と未来を考える」を開催しました。

当日は三重テレビ放送の小川秀幸氏も駆けつけてくださり、参加者は140名弱と大変多くの方にご来場いただきました。放映後のシンポジウムでは、同学会の現地実行委員長の牧野正直氏(邑久光明園名誉園長)、屋猛司氏(同園入所者自治会

長)、中尾伸治氏(長島愛生園入所者自治会長)、南智氏(岡山県ハンセン病問題対策協議会長)が、ドキュメンタリーの中で「ハンセン病と戦争は密接な関係がある」と触れていたことに対する解説を交え、療養所の将来構想や現在の療養所を取り巻く問題について報告や議論がなされ、5月に開催される市民学会の主役は「市民」であることを再認識する有意義なものとなりました。

今後は、市民学会でのボランティアを募集する予定です。2日間で延べ200名のボランティアが必要と考えています。2010年4月17日(土)10時より邑久光明園本館2階大会議室にて、ハンセン病市民学会ボランティア養成講座及び現地説明会を行います。ボランティア希望の方はぜひご参加ください。

問い合わせ先

山本勝敏法律事務所内現地実行委員会事務局
TEL:086-234-1711

※第6回ハンセン病市民学会in瀬戸内実行委員会のご了承を得て掲載しています。

▶生活保護支援中国ネットワーク事務局(配点事務局)

本年1月6日で生保ネットは稼働から半年を経過し、約150件の配点をおこなって参りました。現在、配点に関する問題点を洗い出し、岡山パブリックの弁護士及び事務局が考える運用改善案を、6ヵ月報告の一部として提案する準備を進めております。



薬害肝炎岡山弁護団事務局

弁護団結成のあゆみと活動状況

- 2008/01/16 「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(特別措置法)が施行
- 2008/01/17 政府広報により,特別措置法に関してフィブリノゲン納入医療機関名一覧が掲載される。
- 2008/01/中旬 薬害肝炎に関する問い合わせ電話を当事務所で受け始める。(多い日は約90本/日)
- 2008/01/29 地元紙に「特措法施行後初の肝炎提訴」として岡山地裁への提訴の報が掲載されると,問い合わせが急増。
- 2008/02/10 薬害肝炎説明会実施(in岡山弁護士会館),約500名の患者やその家族が詰め掛ける。
- 2008/03/04 岡山弁護団結成(約41名の有志弁護士が参加。団長 弁護士 水谷賢,事務局長 弁護士 井上雅雄,弁護団事務局及び問い合わせ窓口を岡山パブリックに)
- 2008/03/20 個別相談会実施(in岡山弁護士会館)
- 2008/06/03 薬害肝炎全国弁護団を構成する大阪弁護団と,薬害肝炎被害者救済等の弁護団活動を遂行していく上での相互協力に関する協定を締結する。
- 2008/06/26 薬害肝炎全国一斉提訴(岡山は原告4名)※以下,数字はすべて岡山弁護団での数
- 2008/08/07 薬害肝炎第2次提訴(岡山は原告2名)
- 2008/08/24 第3回薬害肝炎無料相談会(in岡山パブリック法律事務所)
- 2008/08/末 8月末時点での原告は計6名(問い合わせ電話624名中)
- 2008/10/22 薬害肝炎和解第1号(岡山1名)
- 2008/12/18 薬害肝炎第3次提訴(岡山は原告1名)
- 2009/02/05 薬害肝炎和解第2号(岡山1名)
- 2009/02/26 薬害肝炎第4次提訴(岡山は原告1名)
- 2009/03/26 薬害肝炎和解第3号(岡山2名)
- 2009/05/11 薬害肝炎第5次提訴(岡山は原告2名)
- 2009/05/24 薬害肝炎岡山在住原告弁護団交流会開催
- 2009/06/22 薬害肝炎第6次提訴(岡山は原告1名)
- 2009/07/01 薬害肝炎和解第4号(岡山1名[これにより和解原告数は計5名に])
- 2009/07/03 薬害肝炎第7次提訴(岡山は原告1名)
- 2009/08/20 薬害肝炎第8次提訴(岡山は原告2名)
- 2009/10/01 薬害肝炎和解第5号(岡山は原告4名)
- 2009/11/24 薬害肝炎和解第6号(岡山は原告2名)
- 2009/12/04 薬害肝炎第9次提訴(岡山は原告2名)
- 2010/01/12 薬害肝炎和解第7号(岡山は原告1名)
- 2010/01/15 薬害肝炎第10次提訴(岡山は原告1名)

現在延べ17件提訴,14件和解成立。

弁護士法人 岡山パブリック法律事務所

〒700-0905 岡山市北区春日町5-6(岡山市勤労者福祉センター2F)

TEL: (086) 231-1141 FAX: (086) 803-3677

HP▶▶<http://www.okayama-public-lo.jp/> E-mail▶▶info@okayama-public-lo.jp

●津山支所……………〒708-0062 津山市京町73-2丹沢ビル2階 TEL: 0868-31-0035 FAX: 0868-31-0036

●岡山大学内支所…〒700-8530 岡山市北区津島中3丁目1-1(岡山大学文化科学系 総合研究棟1階) TEL: 086-898-1123 FAX: 086-898-1124

